

## 柔道整復師（整骨院・接骨院）の 施術内容の照会について

～平成24年4月支払い分から柔道整復師のレセプト点検を外部委託～

北海道医師国民健康保険組合

柔道整復師に施術を受けるときは、下記のように健康保険が使える範囲は限定されております。

しかし、使用範囲の誤解から誤った受診をしているケースが見受けられるとの報道があり、本組合では平成24年4月支払い分より外部の専門業者に柔道整復師のレセプト点検を委託し、内容を確認させていただくことにいたしました。

### 【柔道整復師の施術内容等の照会方法】

書面および電話により照会

### 【健康保険の使用範囲】

※ 健康保険が使える場合（応急手当を除き、医師の同意が必要）

○捻挫 ○打撲 ○挫傷（肉離れなど） ○骨折・不全骨折・脱臼

※ 健康保険が使えない場合

×日常生活での疲れや肩こり ×スポーツによる筋肉疲労

×病気（神経痛・関節炎・五十肩・ヘルニアなど）からくる痛みやこり

×脳疾患後遺症などの慢性病 ×単なるマッサージ代替りの利用等

恐れ入りますが照会があった場合は、速やかにご協力を賜りますようお願いいたします。

また、施術内容の照会により知り得た個人情報については、委託先との間で個人情報保護の契約書を締結し、万全を期しております。

組合員の皆様から納めていただいております大切な保険料を有効に活用するための審査として、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。